

<<<新旧対照表>>>

新		旧
【廃止】		多治見市南姫財産区情報公開条例 平成17年9月28日条例第46号 多治見市南姫財産区が保有する公文書の公開については、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の例による。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例に基づく公文書の公開については、公文書目録に登載してある文書及び施行日以降に作成し、又は取得した公文書について適用する。
摘要	廃止理由 南姫財産区は、地方自治法第三編第四章に定める特別地方公共団体であり、多治見市とは異なる法人格を保有する。このため、多治見市における例規類中の表記によっては、南姫財産区が適用対象とならないことがある。このため、本条例を含む3条例が制定されているが、当該3件以外で漏れが生じる可能性がある。 このため、南姫財産区については、包括的に多治見市の例によるとする条例を制定し、本条例を含む3件を廃止することとします。	